

八王子市立川口小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

- 「いじめはどの子にも、どの学校にも起こる。」「誰もが被害者にも加害者にもなり得る。」という危機意識をもち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
- 組織的に迅速かつ丁寧に対応し「重大事態のいじめゼロ」を目指す。

2 主な取組

(1) 道徳教育の充実

- ① 「特別の教科道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② 「生命の尊さ」を重点に授業を行い、「徳徳」として行動できるよう指導する。
- ③ 「いじめない力」について話し合い、いじめのない学級を目指す。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ対応の時間」を毎週木曜日に実施し、児童の情報を共有し組織的かつ迅速に対応する。
「いじめ対策委員会」は、いじめ対応の時間と兼ねる。
緊急性のあるいじめについては、臨時で「いじめ対策委員会」を行い協議する。
- ② 6月・11月・2月の「ふれあい月間」の取組において、いじめに関する児童アンケートを実施する。
また、児童の気持ちを把握するため月に1回「ハッピータイムアンケート」も実施し、結果から聞き取りを行い、児童の不安や悩みを把握する。
- ③ 入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。
年度初めに見守りシートを活用し、いじめの早期発見をする。
- ④ スクールカウンセラーによる相談活動の充実を図る。特に第5学年児童はスクールカウンセラーによる全員面接を早期に実施し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 児童への「情報安全教育」を実施し、家庭への協力も得ながら未然防止に取り組む。
- ② 「川口小 タブレットルール」の指導を徹底し、正しく使える児童を育成する。
- ③ 「セーフティ教室」を保護者向けにも行い、SNSトラブル未然防止の協力体制を構築する。

(4) その他

- ① 委員会活動等で創意ある取組を行い、児童が主体的にいじめや人権について考える。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。聞き取りは、複数で行う。
- (2) 被害児童及びその保護者に対して、きめ細かな対応を行う。
- (3) 加害児童に対する指導及びその保護者に報告を行う。指導を行う際には、加害児童の人格の成長も考え教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (4) 必要に応じて、警察、児童相談所等と連携し、当該児童の抱える問題を把握し「解決」を目指して対応する。
- (5) いじめが解決してから「3か月間」経過を観察し、解消の判断を校長が行う。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 被害児童及びその保護者に対し、聞き取った内容や対応を時系列で記録し報告する。